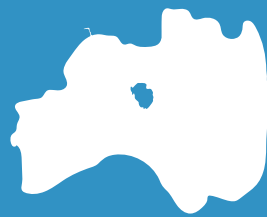

第 1 章

総合計画の基本的事項

The Fukushima Prefecture Comprehensive Plan 2022▶2030



1 計画策定の趣旨

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、本県に甚大な被害をもたらしました。

あれから 10 年余、県民の皆さんの懸命なご努力と国内外からの温かいご支援により、本県は一步步つ復興の歩みを進めてきました。

一方で、復興の進捗に伴い新たな課題が顕在化するなど、最優先で取り組まなければならない「避難地域の復興・再生」は長い道のりが続きます。

そして、本県が抱えるもう一つの大きな課題が人口減少です。

人口減少は、地域経済の活力を低下させ、地域社会の維持を困難とするなど、県民生活に深刻な影響を与えることが懸念されています。

加えて、世界的に気候変動による影響が深刻さを増している中、本県では令和元年東日本台風等による多大な被害が発生しました。さらに、新型コロナウイルス感染症という危機的事象の発生は、復興・再生と人口減少対策、地方創生に大きな影響を及ぼし続けています。

このような状況の中でも、将来世代が誇りに思える未来を創るため、切れ目なく、着実に復興・創生の歩みを進めていくことが大切です。

この計画は、本県に関わる全ての皆さんが、福島県の県づくりを“自分事”と感じながら、共に力を合わせて様々な困難を乗り越え、しなやかで活力にあふれる豊かなふくしま（※）の実現を目指す「羅針盤」として策定しました。

※本計画では、将来の姿をイメージする部分など、福島県のエリアを強調する場合は「ふくしま」と表現します。

2 策定過程における県民参加

本計画の策定に当たっては、県民の皆さんの総合計画への関心を高め、将来の地域づくりや県づくりを自分事として捉える機運を醸成することが大切であると考えました。そこで、計画策定の過程において、子どもから大人まで幅広い年代にわたる多くの県民との対話を進めました。

地方振興局単位の地域懇談会における多様な立場の県民の方々との意見交換に加え、小学生から大学生までのワークショップ（意見交換会）や高校生などを対象とした約 3 万人のアンケート等を実施しました。

特に、ワークショップは、総合計画の策定プロセスにおける初の試みとして開催しました。

「将来も住み続けたい（住みたい）と思う福島県の将来の姿」や「福島県の未来をつくるために自分たちができること」等をテーマに、小学生から大学生まで計 176 名に参加していただきました。

ワークショップに参加した皆さんからは「福島県出身であることに誇りをもちたい」、「震災を経験した若者だからできることを多くの人、次世代へ伝えていきたい」、「一人一人が楽しく誇りをもって生活できる福島県にしたい」など多くの意見が挙げられました。

さらに、参加した感想として、「復興は進んでいると思ったがたくさん課題があってびっくりした」、「自分の意見が県のためになる」、「福島のことを詳しく知ることができた」、「また機会があれば参加したい」など自分事として捉える意見も多く頂きました。



3 計画の特徴

- 総合計画は、県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画です。
- 国の「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3（2021）年3月9日閣議決定）において、原子力災害被災地域については「当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う」とされたところであり、本方針と一体的に推進できるよう、計画期間は、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までの9年間とします。
なお、今後9年間の取組の方向性や施策は、社会経済情勢の変化や技術革新等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。
- ふくしまの30年先の未来について、県民の皆さんや福島に思いを寄せる方それぞれが思い描きつつ、10年程度先のふくしまの将来の姿（未来予想図）をオールふくしまで創り上げます。
- 平成23（2011）年に策定した「復興ビジョン」の基本理念
「1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり」、
「2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興」、
「3 誇りあるふるさと再生の実現」
を継承します。
- 本計画の実行計画（アクションプラン）として、令和元（2019）年度に策定した「ふくしま創生総合戦略（令和2（2020）～6（2024）年度）」と令和2（2020）年度に策定した「第2期福島県復興計画（令和3（2021）～12（2030）年度）」を復興・再生、地方創生を推進する両輪として位置付けます。
- 経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を総合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）（※1）への取組が、世界各国で進められています。
未曾有の複合災害からの復興、急激な人口減少への対応という前例のない課題を克服しようとする本県の取組は、SDGsが目指す「誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現」とその方向性が一致していることから、SDGsの理念を踏まえながら、各種施策を推進していきます。

（※1）SDGs：Sustainable Development Goalsの略称（エスディーゼーズ）

世界が抱える課題を解決し、誰一人取り残さない、多様性と包摂性（※2）のある持続可能な社会の実現のため、平成27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など17の目標と169のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28（2016）年）において、地方自治体の各種計画にSDGsの要素を最大限反映することとされています。

（※2）「包摂性」：誰一人取り残さないという考え方のこと

